

東京都公報

発行 東京都

目次

告 示

- 宅地建物取引業法による行政処分(五件)……………一
- ………(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)……………一
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………三
- 建築基準法による一団地の区域の認定取消し……………三
- ………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………三
- 建築基準法による一団地の区域……………三
- ………(同)……………三
- 建築基準法による一定の一団地の土地の区域……………三
- ………(同)……………三
- 建築基準法による道路の指定……………三
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………三
- ………(同)……………三
- 建築基準法による道路位置の指定の取消し……………五
- ………(同)……………五
- 建築基準法による道路位置の指定……………六
- ………(同)……………六
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等(二件)……………六
- ………(環境局総務部環境政策課)……………六
- 鳥獣捕獲等事業の認定……………三
- ………(環境局自然環境部計画課)……………三
- 森林病害虫等防除法による薬剤防除(地上散布)を行う区域及び期間……………三
- ………(環境局自然環境部緑環境課)……………三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………七
- ………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………七
- 国民健康保険組合規約の一部変更認可……………八
- ………(福祉保健局保健政策部国民健康保険課)……………八

告 示 (教)

告 示 (海区漁調)

公 告

- 貸金業法による行政処分……………一
- ………(産業労働局金融部貸金業対策課)……………一
- 地方卸売市場の廃止の許可……………六
- ………(中央卸売市場事業部業務課)……………六
- 卸売業務の廃止の届出……………六
- ………(同)……………六
- 都道の区域変更……………六
- ………(建設局道路管理部路政課)……………六
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定(二件)……………七
- ………(建設局道路管理部監察指導課)……………七
- 河川保全区域の指定……………三
- ………(建設局河川部指導調整課)……………三
- 技能教育施設の指定……………三
- 東京海区におけるうみがめの採捕の制限……………三
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………三
- ………(主税局課税部課税指導課)……………三
- 特定非営利活動法人の認定……………三
- ………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………三
- 認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………四
- ………(同)……………四
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出及び定款の変更の届出……………四
- ………(同)……………四
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………四
- ………(同)……………四
- 仮認定特定非営利活動法人の仮認定の失効……………五
- ………(同)……………五
- 市街地再開発組合の理事長の住所の変更……………六
- ………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………六
- 開発行為に関する工事完了……………六
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………六
- 低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定……………六
- ………(環境局環境改善部大気保全課)……………六
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………六

告 示

正 誤

- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………七
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………六
- ………(同)……………六
- 肥料検査成績の公表……………六
- ………(産業労働局農林水産部家畜保健衛生所)……………六
- 都市計画事業の施行……………六
- ………(建設局道路建設部管理課)……………六
- 土地収用法による収用の裁決手続開始(二件)……………六
- ………(東京都収用委員会)……………六
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………六
- ………(水道局)……………六
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………六
- ………(同)……………六
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業休止……………六
- ………(同)……………六
- 平成二十八年三月二十五日付東京都下水道局管理規程第十一号……………三

東京都告示第七百九十五号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十一日

東京都知事 外 添 要 一

一 被処分者

- (一) 商号 株式会社シャネロン
- (二) 代表者氏名 代表取締役 豊島 千浪
- (三) 主たる事務所の所在地 渋谷区神宮前三丁目四十二番十五号の六〇一
- (四) 免許証番号 東京都知事(0)第三五〇二二二号
- (五) 免許年月日 平成二十三年九月一日

二 処分年月日 平成二十八年三月十九日
 三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十八年四月十八日から同年五月十七日まで)
 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号

一 被処分者

(一) 商号 ダイイチコーポレーション株式会社
 (二) 代表者氏名 代表取締役 眞鍋 優
 (三) 主たる事務 港区芝二丁目一番十九号
 所の所在地
 (四) 免許証番号 東京都知事(2)第八八一七五号
 (五) 免許年月日 平成二十四年九月七日
 二 処分年月日 平成二十八年三月六日
 三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十八年四月十八日から同年五月十七日まで)
 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号

●東京都告示第七百九十六号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。
 平成二十八年四月十一日

一 被処分者 東京都知事 舛 添 要 一

(一) 商号 有限会社ツバサホーム
 (二) 代表者氏名 取締役 河西 真人
 (三) 主たる事務 杉並区天沼三丁目三十一番三十五号
 所の所在地

(四) 免許証番号 東京都知事(3)第八〇四二五号
 (五) 免許年月日 平成二十四年一月二十五日
 二 処分年月日 平成二十八年三月二十五日
 三 処分内容 業務の全部の停止二十二日間(平成二十八年四月十一日から同年五月二日まで)
 四 適用条項 宅地建物取引業法第三十五条第一項及び第六十五条第二項第二号

●東京都告示第七百九十七号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。
 平成二十八年四月十一日

一 被処分者 東京都知事 舛 添 要 一

(一) 商号 株式会社ランドバンクサービス
 (二) 代表者氏名 代表取締役 豊沢 好孝
 (三) 主たる事務 渋谷区本町一丁目二十番二号
 所の所在地
 (四) 免許証番号 東京都知事(2)第二六〇三六号
 (五) 免許年月日 平成二十四年九月七日
 二 処分年月日 平成二十八年三月二十五日
 三 処分内容 業務の全部の停止二十二日間(平成二十八年四月十一日から同年五月二日まで)
 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第四号

●東京都告示第七百九十八号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七

十条第一項の規定により、次のとおり告示する。
 平成二十八年四月十一日

一 被処分者 東京都知事 舛 添 要 一

(一) 商号 株式会社BLOOM
 (二) 代表者氏名 代表取締役 鬼澤 誠
 (三) 主たる事務 新宿区西新宿七丁目十八番十六号ト一
 所の所在地 シンハイム新宿八〇五
 (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九五四二二二号
 (五) 免許年月日 平成二十五年五月三十一日
 二 処分年月日 平成二十八年三月二十五日
 三 処分内容 免許の取消し
 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第四号及び第六十六条第一項第九号

●東京都告示第七百九十九号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。
 平成二十八年四月十一日

一 被処分者 東京都知事 舛 添 要 一

(一) 商号 株式会社幸和建設
 (二) 代表者氏名 代表取締役 篠田 義幸
 (三) 主たる事務 足立区西新井栄町二丁目七番七号
 所の所在地
 (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九二八七五号
 (五) 免許年月日 平成二十三年四月八日
 二 処分年月日 平成二十八年三月二十五日

三 処分内容 免許の取消し
 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

●東京都告示第八百号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十八年四月十一日

東京都知事 外 添 要 一

商号	代表者氏名	主たる事務所の所在地	免許証番号	免許年月日
株式会社 京実トラスト	代表取締役 黒木 卓	中央区日本橋筋一丁目二十五番四号	(9)第四一六五五号	平成十四年四月十六日
サンヨー建設株式会社	代表取締役 福田 幸雄	中央区新川二丁目八番五号	(8)第四八五三一号	平成十五年十一月七日
株式会社 アイフクリエイター	代表取締役 堀田 一	渋谷区恵比寿一丁目二番十三番十二号	(1)第九三七八号	平成十三年十二月二十二日
エム・エーコーポレーション株式会社	代表取締役 山森 秀樹	千代田区岩本町三丁目十番十二号	東京都知事(1)第九四一二三号	平成十四年四月二十日

●東京都告示第八百一号

平成二十五年東京都告示第七百三十号により告示した一団地等の区域について、建築基準法（昭和二十五年法律第百一十号）第八十六条の五第二項の規定による認定の取消しをしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年四月十一日

東京都知事 外 添 要 一

認定を取り消した一団地等の区域の地名地番及び取消年月日

文京区大塚五丁目十六番一、同番二並びに同番十一、同番十二及び同番十四の各一部、同番十五から同番二十まで並びに同番二十一及び同番二十三から同番二十六までの各一部、同番二十七、同番二十八並びに十八番一及び同番二の各一部、同番三並びに同番四及び同番五の各一部、十九番及び二十番

●東京都告示第八百二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年四月十一日

東京都知事 外 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日
 対象区域の地名地番 認定年月日
 千代田区霞が関一丁目二番一、同番 平成二十八年三

二、三番、四番、五番、六番二及び七番一
 月九日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第八百三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年四月十一日

東京都知事 外 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

文京区大塚五丁目十六番一、同番二並びに同番十一、同番十二及び同番十四の各一部、同番十五から同番十九まで並びに同番二十、同番二十一及び同番二十三から同番二十六までの各一部、同番二十七、同番二十八並びに十八番一及び同番二の各一部、同番三並びに同番四及び同番五の各一部、十九番及び二十番

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第八百四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第四号の規定により、次のと

おり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年四月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第四号の規定による道路	平成二十八年三月九日	西東京市西原町二丁目千八百二十九番二及び同番三の各一部、同番四並びに同番五、西原町三丁目二千四百一番一及び同番二の各一部、同番三並びに二千四百二番一及び二千四百三番一の各一部並びに同番一地先、二千四百四番一の一部及び同番十六並びに二千四百五番一、同番九、同番十、二千四百九番及び二千四百十番の各一部並びに同番五、二千四百四十一番三の一部、	延長 一三六四・二三 幅員 一六・〇〇 三三・七九

同番四、同番六、二千四百四十二番三の一部、同番十五、同番十八、同番二十八の一部、同番二十九、同番三十五の一部、同番四十二から同番四十五まで、同番五十から同番五十三まで、二千四百四十七番六、同番十の二、同番十三、二千四百四十八番一の一部及び同番二並びに二千四百四十九番一、同番二及び同番七の各一部並びに同番八、同番九、西原町四丁目二千三百七十九番二及び同番三の各一部、同番六、同番十八の一部、同番三十六、同番三十七並びに二千三百八十番十五、同番二十八及び同番三十一の各一部並びに同番三十二、

同番三十三、二千三百八十一番二十及び同番二十三の各一部、同番三十七から同番四十まで、二千三百八十二番二十の二、同番二十五並びに同番二十六から同番二十九まで、二千三百八十三番一、同番四及び同番十の各一部並びに同番十一、同番二十一、同番二十六、同番二十七、同番四十二の一部、同番四十三、同番五十一の二、同番五十一地先及び同番五十二並びに同番五十五、同番五十八及び同番六十の各一部並びに同番六十一、同番六十二、同番六十三の一部、同番六十四、同番六十五、同番六十七から同番六十九まで、同

同番三十三、二千三百八十一番二十及び同番二十三の各一部、同番三十七から同番四十まで、二千三百八十二番二十の二、同番二十五並びに同番二十六から同番二十九まで、二千三百八十三番一、同番四及び同番十の各一部並びに同番十一、同番二十一、同番二十六、同番二十七、同番四十二の一部、同番四十三、同番五十一の二、同番五十一地先及び同番五十二並びに同番五十五、同番五十八及び同番六十の各一部並びに同番六十一、同番六十二、同番六十三の一部、同番六十四、同番六十五、同番六十七から同番六十九まで、同

番七十二、二千三百九十番十三の一部及び二千三百九十一番七並びに同番八、同番十二及び同番十四の各一部並びに同番十五から同番十八まで、二千三百九十二番九、同番十の一部、同番十一から同番十三まで及び同番十五並びに二千三百九十三番、二千三百九十四番及び二千三百九十九番三の各一部並びに同番四十、同番四十地先、同番四十二の一部、同番四十七、同番四十八、西原町五丁目二千四百五十番一の一部、同番三、同番四、二千四百五十一番九、同番十及び二千四百五十二番二十六から同番二十八まで並びに二千四百五十四番四及び二

千四百七十七番一の各一部並びに同番二及び同番三並びに同番四及び同番六から同番八までの各一部、緑町一丁目二千五百五十七番二並びに二千五百五十八番三、同番四及び同番七の各一部並びに同番八、二千五百六十三番、同番五、二千五百九十八番四、二千六百番三、同番三地先、二千六百三番三、二千六百五番五、同番六、同番八、同番九、二千六百十三番二、二千六百十四番二、二千六百十六番二、二千六百十九番二、二千六百二十番二、二千六百二十一番二、緑町二丁目二千四百七十八番三の一部、同番三、同番四及び同番十並びに同番十一、同番二

十八及び同番三十三の各一部並びに同番四十三、北原町二丁目二千六百五十九番二の一部、同番二地先、二千七百七十八番二の一部及び同番三並びに同番五、二千七百七十九番二、同番七、同番九、北原町三丁目二千六百五十五番六及び同番七の各一部並びに同番八、同番十、同番十三、二千六百五十八番二及び二千六百五十九番三

●東京都告示第八百五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年四月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

取消しに係る道路の種類
取消年月日
取消しに係る道路の位置
道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路
平成二十八年三月八日
東村山市久米川町五丁目十番六の一部
延長 三五・〇〇
幅員 四・〇〇

●東京都告示第八百六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えていて縦覧に供する。

平成二十八年四月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類
指定年月日
指定に係る道路の位置
指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路
平成二十八年二月二十日
小金井市中町三丁目二千百十六番十一及び同番十二の各一部
延長 三・二〇
幅員 四・〇〇

●東京都告示第八百七号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十八条第一項の規定に基づき、八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業について、環境影響評価書

及びその概要の提出があったので、同条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十八年四月十一日

東京都知事 舩 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
八重洲二丁目北地区再開発準備組合

理事長 住友生命保険相互会社

不動産部長 藪木 浩

中央区八重洲二丁目二番一号

二 対象事業の名称及び種類

八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業

高層建築物の新築

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、中央区八重洲二丁目高層建築物の複合施設を整備するものであり、計画地は、東京都環境影響評価条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域)に位置している。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境及び景観について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

平成二十八年四月十一日から同年四月二十五日まで。

ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

(三) 場所
午前九時三十分から午後四時三十分まで

ア 千代田区環境まちづくり部環境政策課

千代田区九段南一丁目二番一号

イ 中央区環境土木部環境政策課

中央区築地一丁目一番一号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、東京都環境影響評価条例施行規則に定める環境影響評価の項目を対象に、現況調査を行い、地域の特性及び事業計画の内容を勘案して、予測・評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(3)に示すとおりである。

なお、計画地は、東京都環境影響評価条例第40条第4項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域)であり、同施行規則第52条に規定する事業(高層建築物の新築)を実施することから、同条例第9条の規定に係わらず、同施行規則第54条に定める環境影響評価の項目から選定し、東京都環境影響評価技術指針に基づき調査等を行った。

表 1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>①工事の施行中 【建設機械の稼働】 二酸化窒素については、バックグラウンド濃度に建設機械の稼働による濃度を加えた工事の施行中の将来濃度は最大0.070ppmで、環境基準(0.069ppm)を上回り、寄与率は33.9%以下である。 浮遊粒子状物質については、バックグラウンド濃度に建設機械の稼働による濃度を加えた工事の施行中の将来濃度は最大0.065mg/m³で、環境基準(0.10mg/m³)を下回り、寄与率は22.0%以下である。</p> <p>予測は建設機械が全台数同時に稼働するものとして行ったが、実際の稼働はこの状況を下回るものと考えられる。従って工事の実施に際しては、事前に施工計画の詳細な検討を行い、建設機械の稼働台数の低減及び建設機械の集中稼働を避けるなど効果的な稼働に努めるとともに、最新の排出ガス対策型建設機械や燃費基準達成建設機械、低炭素型建設機械をできる限り用いることなどにより、建設機械の稼働に伴う濃度の低減に努める。</p> <p>【工事用車両の走行】 二酸化窒素については、バックグラウンド濃度等に工事用車両の走行による濃度を加えた工事の施行中の将来濃度は幹線道路で0.052～0.056ppm、支線道路で0.051～0.053ppmであり、環境基準を下回る。寄与率は幹線道路で0.7%以下、支線道路で0.3%以下である。</p> <p>浮遊粒子状物質については、バックグラウンド濃度等に工事用車両の走行による濃度を加えた工事の施行中の将来濃度は幹線道路、支線道路ともに0.053mg/m³であり、環境基準を下回る。寄与率は幹線道路、支線道路ともに0.1%未満である。</p> <p>②工事の完了後 【関連車両*の走行】 二酸化窒素については、バックグラウンド濃度等に関連車両の走行による濃度を加えた工事の完了後の将来濃度は幹線道路で0.051～0.054ppm、支線道路で0.051ppmであり、環境基準を下回る。寄与率は幹線道路で0.9%以下、支線道路で1.7%以下である。</p> <p>浮遊粒子状物質については、バックグラウンド濃度等に関連車両の走行による濃度を加えた工事の完了後の将来濃度は最大0.051ppmで、環境基準を下回り、寄与率は0.2%以下である。</p> <p>【地下駐車場の供用】 二酸化窒素については、バックグラウンド濃度に地下駐車場の供用に伴う濃度を加えた工事の完了後の将来濃度は最大0.053mg/m³で、環境基準を下回り、寄与率は0.1%未満である。</p> <p>【熱源施設の稼働】 二酸化窒素については、バックグラウンド濃度に熱源施設の稼働に伴う濃度を加えた工事の完了後の将来濃度は最大0.048ppmで、環境基準を下回り、寄与率は5.1%以下である。</p>

*：関連車両＝工事の完了後(供用後)に、本事業に出入りする交通量

表 1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動	<p>①工事の施行中 【建設機械の稼働】 工事区域敷地境界における最大騒音レベル（79dB）は、「指定建設作業に適用する騒音の勧告基準値」（80dB）を下回る。 工事区域敷地境界における最大振動レベル（69dB）は、「指定建設作業に適用する振動の勧告基準値」（70dB）を下回る。 【工事用車両の走行】 工事用車両が走行する時間（7～19時）を含む昼間の道路端の騒音レベルは、幹線道路で67～71dB、支線道路で63～65dBであり、一般の地点で環境基準値を上回るが、その他の地点は環境基準値以下である。上回る地点の工事用車両の走行による増加騒音レベルは1dB未満（0.2dB以下）である。 工事用車両が走行する時間の道路端の最大振動レベルは、幹線道路で昼間：36～51dB、夜間：32～49dB、支線道路で昼間：35～38dB、夜間：23～26dBであり、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき「日常生活等に適用する規制基準値」（昼間65dB、夜間60dB<第二種区域>）を下回る。</p>
3. 日影	<p>①工事の完了後 計画地及び計画地周辺地域の大部分は日影規制の規制対象区域外（商業地域）であり、計画地の西側敷地境界から約700m以遠に規制対象区域（第一種住居地域）がある。計画建物による冬至日における日影時間は、この規制対象区域において1時間未満であり、日影規制（3時間）を満足している。 なお、計画地周辺の日影に特に配慮すべき施設等のうち、計画建物の日影を及ぼす可能性がある皇居外苑・皇居東御苑、堀留児童公園、久松小学校・久松幼稚園、久松児童公園に対する計画建物の日影は1時間未満である。</p>
4. 電波障害	<p>①工事の完了後 計画建物により、計画地の南西方向の一部の地域において地上デジタル放送の遮へい障害、計画地の北北東～北東方向の一部の地域において衛星放送の遮へい障害が生じると考えられるが、計画建物に起因して新たな電波障害が発生した場合には、CATVの活用等の適切な障害対策を講じる。また、電波障害の発生が予測される地域以外において、計画建物に起因して新たな電波障害が発生した場合には、適切な障害対策を講じるため、テレビ電波の受信障害は発生しないと考える。</p>
5. 風環境	<p>①工事の完了後 計画建物の建設による計画地周辺地域の風環境の変化の程度は、ほとんどの地点で建設前と同程度の風環境を維持すると考える。一部の地点では、風環境の領域が上がる（平均風速が大きくなる）が、その変化後の風環境は領域B、または領域Cであり、領域Dの出現はない。 以上のことから、計画地周辺の土地利用は低中層市街地相当と中高層市街地相当が混在した状況にあり、評価の指標とした風環境に対応していると考えられる。なお、計画地周辺における風の影響に特に配慮すべき施設は、計画地から離れており、影響を及ぼすことはないと考えられる。</p>

<評価の指標における領域区分>
 領域A：住宅地相当（住宅地で見られる風環境）
 領域B：低中層市街地相当（領域Aと領域Cの中間的な街区で見られる風環境）
 領域C：中高層市街地相当（オアシス街で見られる風環境）
 領域D：強風地域相当（好ましくない風環境）

表 1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6. 景観	<p>①工事の完了後 【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】 計画建物の最高高さを考慮すると高層部については、周辺において主要な景観構成要素になり、計画建物を含む周辺の既存建築物・建築物群により構成されるまじまりのあるスカイラインが形成されるものと考えられる。 主要な幹線道路である外堀通りや八重洲通りが面する低層部については、商業用途としてにぎわいの連続性を創出するとともに、高さ概ね30mを意識したデザインにすることににより、周辺の既存建築物と連続・調和した表情線を形成し、一体感のある通り景観が形成されるものと考えられる。 計画建物の用途としては、業務、商業、宿泊、交流、教育、パスタミナル等が複合されており、多様な機能を持つ都市拠点として、にぎわいのある街並みが形成されるものと考えられる。 以上のことから、計画建物の存在により、周辺の既存建築物と一体となって、東京都心として高度利用が進んだ象徴的な都市的景観が形成されるものと考えられる。 【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】 遠景域や中景域の眺望地点からは、計画建物（高層部）が周辺地域の代表的な新たな超高層建築物として認識され、周辺の既存建築物と連続したまじまりのあるスカイラインを形成し、景観が大きく変化することはないと考える。 近景域の眺望地点からも、計画建物（高層部）が周辺地域の代表的な新たな超高層建築物として認識され、計画建物の存在により、周辺の既存建築物と一体となっており、東京都心として高度利用が進んだ象徴的な都市的景観が形成されるものと考えられる。 【圧迫感の変化の程度】 計画地周辺の計画建物近接部では、既に現況において既存建築物により圧迫感を感じやすい状況にあり、工事の完了後には計画建物が新たな建物として認識され、圧迫感の指標となる形態率が約3.8～11.0%増加する。 このため、計画建物については、高層部を低層部からセットバックする、壁面は意匠上の分節化により視覚的な変化をつける、色彩は色彩基準に適合し、外装は周辺の既存高層建築物と調和するよう、透明感や軽快さを表現したデザインを主体として、周辺景観との調和を図ることなどにより、圧迫感の軽減に努める。</p>

●東京都告示第八百八号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十八条第一項の規定に基づき、(仮称)八王子高尾商業施設計画について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、同条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十一日

東京都知事 舩 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

大和ハウス工業株式会社

代表取締役社長 大野 直竹

大阪府大阪市北区梅田三丁目三番五号

二 対象事業の名称及び種類

(仮称)八王子高尾商業施設計画

自動車駐車場の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、八王子市東浅川町に位置する敷地において、商業施設の建設及びそれに伴う約千九百台の自動車駐車場を設置するものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、水循環、生物・生態系、日影、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

平成二十八年四月十一日から同月二十五日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 八王子市環境部環境政策課

八王子市元本郷町三丁目二十四番一号

イ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況及び対象事業における行為、要因を考慮し、選定した項目について現状調査を行い、対象事業の実施が及ぼす環境への影響について予測・評価を行った。
環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(6)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
①工事の施行中	<p>＜建設工事の稼働に伴う大気質＞ 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.03357ppmであり、評価の指標(0.04ppm)を下回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は28.6%である。 浮遊粒子状物質の年平均値の年間2%除外値は0.04576mg/m³であり、評価の指標(0.10mg/m³)を下回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は6.3%である。 工事の実施にあたっては、施工計画を十分に検討し、建設機械の過度な集中を避けるとともに、最新の排出ガス対策型建設機械の使用に努め、アイドリソングストップを周知徹底する等の環境保全のための措置を徹底し、建設機械の稼働に伴う影響の低減に努める。 以上のことから、影響の程度は小さいと考えられる。</p> <p>＜工事用車両の走行に伴う大気質＞ 二酸化窒素濃度の年平均値の年間98%値は0.028071～0.033057ppmで、評価の指標(0.04ppm)を下回る。工事用車両の走行に伴う寄与率は0.30～1.75%である。 浮遊粒子状物質濃度の年平均値の年間2%除外値は0.046498～0.046708mg/m³で、評価の指標(0.10mg/m³)を下回る。工事用車両の走行に伴う寄与率は0.01～0.03%である。 工事の実施にあたっては、適切な車両の運行管理により、工事用車両の集中化を避ける等、環境保全のための措置を徹底し、工事用車両の走行に伴う影響の低減に努める。 以上のことから、影響の程度は小さいと考えられる。</p>
②工事の完了後	<p>＜駐車場利用車両の走行に伴う大気質＞ 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.02642ppmであり、評価の指標(0.04ppm)を下回る。駐車場利用車両の走行に伴う寄与率は3.0%である。 浮遊粒子状物質の年平均値の年間2%除外値は0.04405mg/m³であり、評価の指標(0.10mg/m³)を下回る。駐車場利用車両の走行に伴う寄与率は0.1%である。 工事の完了後においては、搬入・搬出の物流車両の規制速度の遵守を徹底し、荷さばきスペース到着後は速やかにエンジンを停止し、排出ガスの低減を図る等、環境保全のための措置を徹底し、駐車場利用車両の走行に伴う大気質の影響の低減に努める。 以上のことから、影響の程度は小さいと考えられる。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
大気汚染	<p>②工事の完了後 ＜関連車両の走行に伴う大気質＞ 二酸化窒素濃度の年平均値の年間98%値は0.028804～0.030229ppmで、評価の指標(0.04ppm)を下回る。関連車両の走行に伴う寄与率は1.04～4.28%である。 浮遊粒子状物質濃度の年平均値の年間2%除外値は0.046507～0.046580mg/m³で、評価の指標(0.10mg/m³)を下回る。関連車両の走行に伴う寄与率は0.03～0.08%である。 工事の完了後においては、搬入・搬出の物流車両の規制速度の遵守を徹底すること、及び車の出入りに関しては、左折アプトを徹底するとともに、交通誘導員による適切な車両・歩行者の誘導を行い、周辺道路の渋滞を生じさせないよう配慮する等、環境保全のための措置を徹底し、関連車両走行に伴う大気質の影響の低減に努める。 以上のことから、影響の程度は小さいと考えられる。</p>
騒音・振動	<p>①工事の施行中 ＜建設工事の稼働に伴う建設作業騒音・振動＞ 建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル(L₉₀)の最大値は69dBであり、評価の指標を下回る。 建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル(L₁₀)の最大値は61dBであり、評価の指標を下回る。 工事の実施にあたっては、建設機械の配置については、1ヶ所で集中稼働することのないよう計画することや作業時間及び作業手順は、周辺に著しい影響を及ぼさないように、事前に工事工程を十分検討する等の措置を講じることにより、建設機械の稼働に伴う騒音の低減に努める。 以上のことから、影響の程度は小さいと考えられる。</p> <p>＜工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動＞ 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L₁₀)は、61～72dBであり、地点1、地点2、地点5で評価の指標を上回るが、将来基礎交通量で評価の指標を上回っている。なお、地点1、地点2、地点5の本事業による増加レベルは0.0～0.3dBである。 工事の実施にあたっては、工事用車両による搬入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める、工事用車両はアイドリソングストップ等のエコドライブを周知徹底する等の措置を講じることにより、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の低減に努める。 工事用車両の走行に伴う道路交通振動レベル(L₁₀)は、昼間33～51dB、夜間32～48dBであり、評価の指標を下回る。 以上のことから、影響の程度は小さいと考えられる。</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
騒音・振動	<p>②工事の完了後</p> <p>＜駐車場利用車両の走行に伴う騒音 駐車場利用車両の走行に伴う等価騒音レベル (L_{Aeq}) は、最大地点においては、暗騒音と合成した等価騒音レベル (L_{Aeq}) は平日は昼間 58dB、夜間 63dB、休日は昼間 57dB、夜間 61dB であり、暗騒音が評価の指標 (環境基準) を上回っている地点を除き評価の指標を下回っている。 また、保全対策 (北側マンション、東浅川小学校) においては、暗騒音と合成した等価騒音レベル (L_{Aeq}) は平日は昼間 53～58dB、夜間 44～46dB、休日は昼間 53～57dB、夜間 42～45dB であり、評価の指標 (環境基準) を下回っている。 工事の完了後においては、必要に応じて交通誘導員の適切な配置により、円滑な交通流の確保に努め、車両の集中化を避ける、搬出入等物流車両及び来店者の車両に対して、駐車場における走行速度制限及びアイドリングストップの周知徹底を図る等の措置を講じている。 以上のことから、影響の程度は小さいと考えられる。</p> <p>＜関連車両の走行に伴う騒音・振動 関連車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル (L_{Aeq}) は、平日は昼間 62～72dB、夜間 55～69dB、休日は昼間 61～72dB、夜間 50～68dB であり、地点 1、地点 2、地点 5 が評価の指標 (環境基準) を上回るが、これらの地点は将来基礎交通量で評価の指標を上回っている。 工事の完了後においては、交通誘導員の適切な配置により、円滑な交通流の確保に努め、車両の集中化を避ける、来店者の車両に対して、駐車場における走行速度制限及びアイドリングストップの周知徹底を図る等の措置を講じている。 以上のことから、影響の程度は小さいと考えられる。</p> <p>＜設備の稼働に伴う騒音 設備の稼働に係る騒音は、最大地点においては、暗騒音と合成した等価騒音レベル (L_{Aeq}) は平日は昼間 53dB、夜間 50dB、休日は昼間 52dB、夜間 50dB であり、評価の指標を下回っている。また、騒音レベル最大値 (L_{max}) は各時間帯ともに、評価の指標を下回る。 保全対策 (北側のマンション、東浅川小学校) においては、暗騒音と合成した等価騒音レベル (L_{Aeq}) は平日は昼間 51～54dB、夜間 44～46dB、休日は昼間 47～54dB、夜間 42～46dB であり、評価の指標を下回っている。また、騒音レベル最大値 (L_{max}) は各時間帯ともに、評価の指標を下回る。 工事の完了後においては、設備の稼働による異常音等がないよう、メンテナンスを行う等の措置を講じていることにより、設備の稼働に伴う騒音の低減に努める。 以上のことから、影響の程度は小さいと考えられる。</p> <p>＜駐車場利用車両の走行及び設備の稼働に伴う騒音 駐車場利用車両の走行及び設備の稼働に伴う騒音レベル (L_{Aeq}) は、平日は昼間 53～58dB、夜間 44～46dB、休日は昼間 54～58dB、夜間 42～46dB であり、評価の指標を下回る。 以上のことから、影響の程度は小さいと考えられる。</p>

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
水循環	<p>①工事の施行中</p> <p>現況地盤面を基準地盤面高さ (T.P.+164m) に造成 (切上、盛土) ・整地を行い、その後、地盤改良工事を行う。 地盤改良工事は、埋土、黒ボク等で盛土した箇所において、支持層 (粘土混じり砂礫) の深さ約 1m まで行い、整地により、支持層 (粘土混じり砂礫) まで切土した地盤面については、地盤改良は行わない。 計画地内の地下水水位は、T.P.+155.7m の深さにある。地盤改良工事の深さは最大で T.P.+158.0m であり、地盤改良部が地下水水位に到達しないため、地下水の流動を妨げないものと予測する。 また、商業施設の設置に伴う掘削深度は、基準地盤面から約 1m (T.P.+163m 程度) であり、大規模な地形の改変は行わず、地下水位の低下も生じないと予測する。 以上のことから、評価の指標「地下水水位等の状況に著しい影響を及ぼさないこと」に適合するものと考え、影響の程度は小さいと考えられる。</p> <p>②工事の完了後</p> <p>本事業は、工場跡地に商業施設の建設を行うものであり、現況は更地 (裸地、草地) となっており、地下水涵養能力の低い土地となっている。 本事業では、敷地境界の外周部等を中心に、計画地面積の約 15.1% にあたる約 9,643㎡の緑地 (地上緑地) を新たに整備するとともに、計画地内に雨水浸透貯留施設を設置し、雨水の地下涵養能力の向上に努める。本事業における地下水涵養能力の変化は、現況と比較して 689.1m³/hr 増加すると予測する。 また、時間降雨量 60mm まで流出が抑制 (浸透及び貯留による流出抑制) される計画である。 以上のことから、評価の指標「八王子市水循環計画」における「雨水浸透の推進」の行動方針等に適合するものと考え、影響の程度は小さいと考えられる。</p> <p>①工事の施行中</p> <p>計画地には以前工場があり、現在一時的に更地となっている。建設工事に伴い現況の草地等がすべて整地される。これにより現在、計画地を猛禽類が採食地として利用しているが、工事中は採食地として利用されないと考えられる。これは、以前に工場があった時点と同様の生息環境であると考えられる。 なお、できる限り低騒音型の建設機械を使用し、猛禽類が生息する周辺地域への工事騒音・振動の影響を低減する。 したがって、猛禽類の生息については、以前に工場があった時点と同様の生息環境になると予測するが、建設工事に伴う影響をできる限り低減するよう配慮する。 以上のことから、評価の指標「東京における自然の保護と回復に関する条例」に示される事業者の責務及び「八王子市みどりの基本計画」に示される行動方針」に適合するものと考えられる。</p> <p>②工事の完了後</p> <p>工事の完了後においては、敷地境界付近に植栽を施し、まとまった緑地を確保する計画である。植栽樹種には周辺地域の現存植生及び鳥類や蝶の生息・生育環境を考慮した種を選定し、高木、中木、低木を取り混ぜて植栽を施す。 これにより、計画地内は猛禽類 (食物連鎖の頂点捕食者) の採食地としての利用はなくなるが、食物連鎖の高次消費者となる小鳥が生息する環境が創出されると予測する。 以上のことから、評価の指標「東京における自然の保護と回復に関する条例」に示される事業者の責務及び「八王子市みどりの基本計画」に示される行動方針」に適合するものと考えられる。</p>
生物・生態系	

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
日影	<p>①工事の完了後 計画建築物による2.5時間及び4時間以上の日影は北西～北東側の範囲内に生じることが、いずれも規制対象範囲の内側である。 したがって、計画建築物による日影は、「建築基準法」(昭和25年5月、法律第201号)及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」(昭和53年7月、東京都条例第63号)に基づき、準工業地域における日影規制を満たすものと予測する。 なお、計画地周辺における日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等として、東浅川小学校が立地しており、東浅川小学校校側の敷地境界で冬至日の朝方(午前8時から午前9時10分頃)に約1時間10分の日影が生じると予測されたが、本事業において計画建築物の高さを約15.0m(3階高さ)とすること、また、計画建築物を北西側敷地境界から約10m程度後退させて配置する等の措置を講じることにより、影響を低減している。 以上のことから、評価の指標「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」(昭和53年7月、東京都条例第63号)に定める日影規制に適合するものと考え、影響の程度は小さいと考えられる。</p> <p>①工事の完了後 (7)計画建築物の設置に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度 計画地は西側は高尾山を代表とする山地、北側は武蔵野台地、南側は台地となっており、高尾山等の山地から平野に開けた地域に位置している。西側や北側は高尾山等の山地や武蔵野台地の緑が多い地域で、自然豊かな景観となっているが、計画地が位置する平野部については住宅や工場等も点在しており、人工的な景観となっている。また、平野部の道路沿道には街路樹が多く存在し、緑が連続した空間が創出されている。 本事業では、計画地内、歩行者空間及び道路沿いに緑を配置することにより、街路樹との連続性のある緑地空間を設け、オープンスペースの確保を図ることから、人が集う緑豊かな景観が創出されるものと考えられる。計画地は高尾山に近く、緑豊かな空間や人が集う空間を創出することで、高尾山への玄関口にふさわしい地域景観となると考えられる。 なお、計画建築物の形態・デザイン・色彩の選定に際しては、景観行政団体である八王子市と協議を行う。色彩については、八王子市景観計画に適合した色彩を採用し、周辺との調和を図る計画とする。 以上のことから、評価の指標「賑わいと豊かさを感じられる景観づくり」を満足すると考える。</p> <p>(8)計画建築物の設置に伴う代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 計画地内の道路沿いには、新たに緑を配置し、緑豊かな空間を設けること、また、道路沿いに駐車場として計画建築物まで空間を創出することで、オープンスペースを確保し、賑わいのある開放感がある空間が出現する。 オープンスペースの背後に周辺と調和した色彩を基調とした計画建築物が出現すること、人が集う新たな賑わいのある都市景観が創出される。 以上のことから、評価の指標「賑わいと豊かさを感じられる景観づくり」及び「周辺の緑と調和した景観づくり」を満足すると考える。</p> <p>(9)計画建築物の存在による圧迫感の変化の程度 配置計画では、計画地周囲に緑を施すことにより、歩行者の視点から計画建築物の圧迫感を軽減し、周辺市街地に溶け込む街並み景観の形成を図る。 また、西側の東浅川小学校との敷地境界付近には緑を配置し、春季には春の潤いを感じる景観を創出することにより商業施設の圧迫感を低減することから、圧迫感への影響は軽減されている。 以上のことから、評価の指標「圧迫感の軽減を図ること」を満足すると考える。</p>
景観	

表1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
自然との触れ合い活動の場	<p>①工事の施行中 工事中の施行中においては、周辺の自然との触れ合い活動の場への利用経路を改変する行為はない。 また工事の施行中において、自然との触れ合い活動の場までの利用経路と工事用車両の走行経路が重複する区間があるが、これら街路は歩道と車道が分離された形状で、歩行者の横断についても、歩道橋や横断歩道が整備されており、利用経路に影響を及ぼすことはないとして予測する。 以上のことから、評価の指標とした「自然との触れ合い活動の場までの利用経路機能に著しい影響を与えないこと」を満足すると考える。</p> <p>②工事の完了後 工事の完了後において、自然との触れ合い活動の場までの利用経路と関連車両の走行経路が重複する区間があるが、これら街路は歩道と車道が分離された形状で、歩行者の横断についても、歩道橋や横断歩道が整備されており、利用経路に影響を及ぼすことはないとして予測する。 以上のことから、評価の指標とした「自然との触れ合い活動の場までの利用経路機能に著しい影響を与えないこと」を満足すると考える。</p>
建築物	<p>①工事の施行中 建設工事に伴う建設副産物の発生量は、1,200.0tであり、再資源化・再利用量は1,145.4t、処分量は54.6t、再資源化・再利用率は96%である。 廃棄物の処分方法は、可能な限り再資源化・再利用することを基本とし、再資源化・再利用が困難なものは産業廃棄物の運搬・処分業の許可を受けた業者が委託し、マニフェストシステムに基づいて適正に処分する。 建設工事に伴う建設発生土の発生量は、14,174m³である。発生した建設発生土は、緑地や平面駐車場等の敷き均しに利用し、計画地内で発生土、利用量等の収支のパラバランスを取り、原則として、搬出は行わない予定である。 建設工事に伴う建設汚泥は発生しない予定である。 以上のことから、評価の指標とした「関係法令等に示される方針、事業者の責務等」を満足するものと考えられる。</p> <p>②工事の完了後 施設の使用に伴う廃棄物の排出量は909.3t/年、再資源化量は454.1t/年(再資源化率49.9%)である。 廃棄物の処理方法は、可能な限り再資源化することを基本とし、再資源化率の向上に努める。再資源化が困難なものは、産業廃棄物の運搬・処分業の許可を受けた業者に委託し、適正に処分する。 以上のことから、評価の指標とした「関係法令等に示される方針、事業者の責務等」を満足するものと考えられる。</p>
温室効果ガス	<p>①工事の完了後 工事の完了後の計画建築物の使用に伴う温室効果ガス(二酸化炭素)排出量は、7,256t-CO₂/年と予測され、同規模の基準建築物における平均的な温室効果ガス(二酸化炭素)排出量(8,936t-CO₂/年)に比べ、1,680t-CO₂/年の削減(削減率18.8%)が見込まれると予測した。 本事業では空冷式ヒートポンプエアコンの導入、また、空調、換気、照明等の機器は、高効率機器の導入等により省エネルギー化と温室効果ガス排出量の削減に努めること、さらに、本施設の北側のランション及び戸建住宅と連携したC(City)EMSの導入、再生可能エネルギーの導入などについて積極的に検討し、より一層の温室効果ガスの削減に努める。 以上のことから、評価の指標とした「関係法令等に示される方針、事業者の責務等」を満足するものと考えられる。</p>

●東京都告示第八百九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十八条の二に規定する鳥獣捕獲等事業の認定をしたので、同法第十八条の五第二項の規定に基づき、当該認定を受けた鳥獣捕獲等事業者(以下「認定鳥獣捕獲等事業者」という。)について次のとおり告示する。

平成二十八年四月十一日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 認定鳥獣捕獲等事業者の名称
株式会社地域環境計画
- 二 認定鳥獣捕獲等事業者の住所
東京都世田谷区桜新町二丁目二十二番三号NDSビル
- 三 認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名
代表取締役 高塚 敏

●東京都告示第八百十号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号。以下「法」という。)第五条第一項の命令をするに当たり、同条第四項において準用する法第三条第五項の規定により、次の事項を公表する。

平成二十八年四月十一日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 区域及び期間
(一) 区域 大島町、新島村及び神津島村の地域のうち、別図一から別図三までに示す部分(各図面を東京都環境局自然環境部、東京都大島支庁、大島町役場、新島村役場及び神津島村役場に

備え置いて縦覧にも供する。)

- (二) 期間 平成二十八年五月六日から同年七月三十一日まで

- 二 森林病虫害等の種類
松くい虫

- 三 行うべき措置の内容
森林病虫害等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に対し、薬剤による防除を実施すること。

- 四 命令をしようとする理由
防風林、防潮林、風致林等として生活環境の保全上重要な機能を有する松林を松くい虫から守るため

- 五 その他必要な事項
(一) 三に掲げる措置については、法第十一条に規定する森林害虫防除員の指示に従うこと。

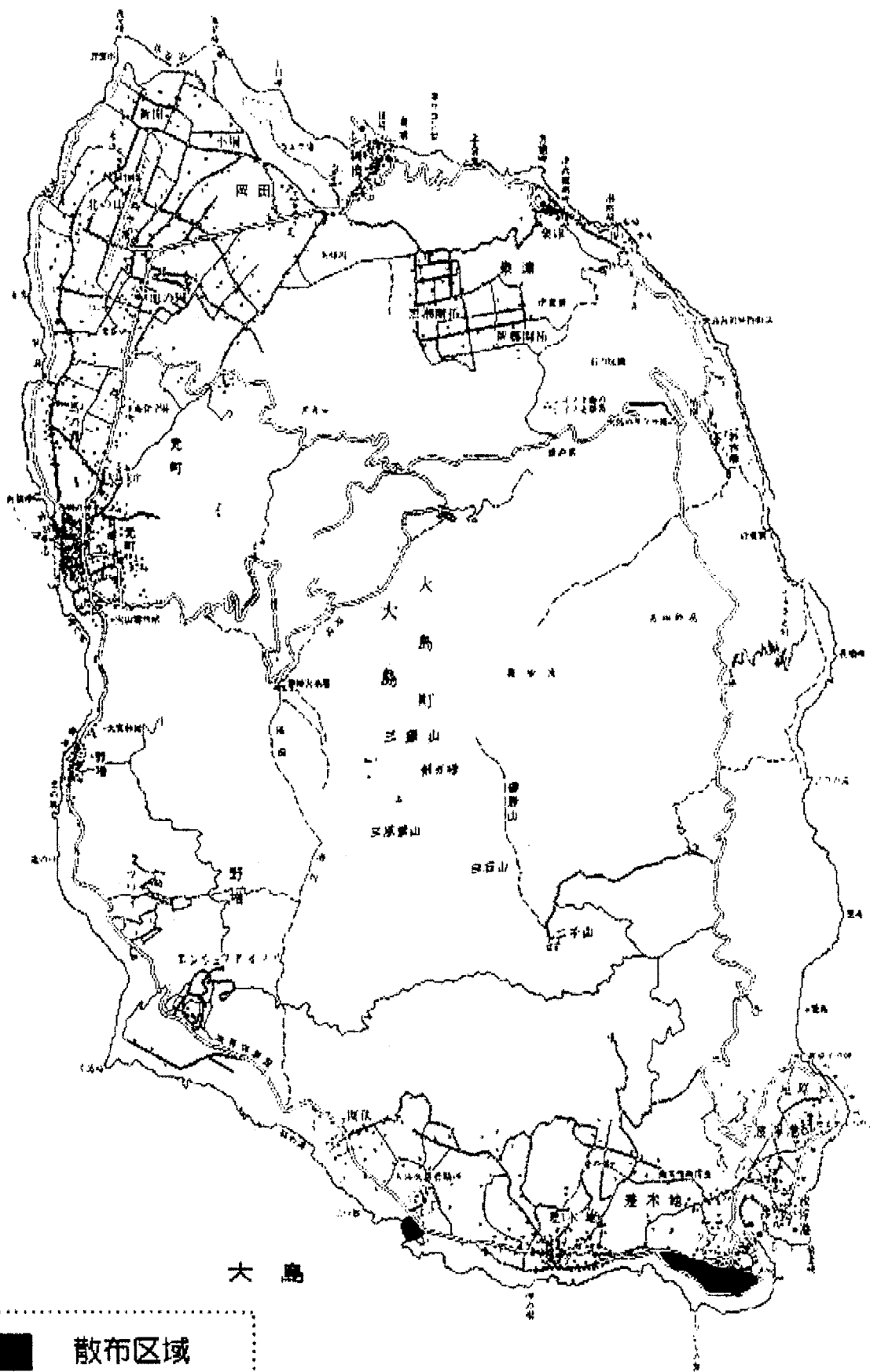
- (二) 三に掲げる措置を指定された期間内に行った者又はその代理人は、速やかにその旨を知事に届け出なければならぬ。ただし、(三)による申請書を提出する場合は、この限りではない。

- (三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

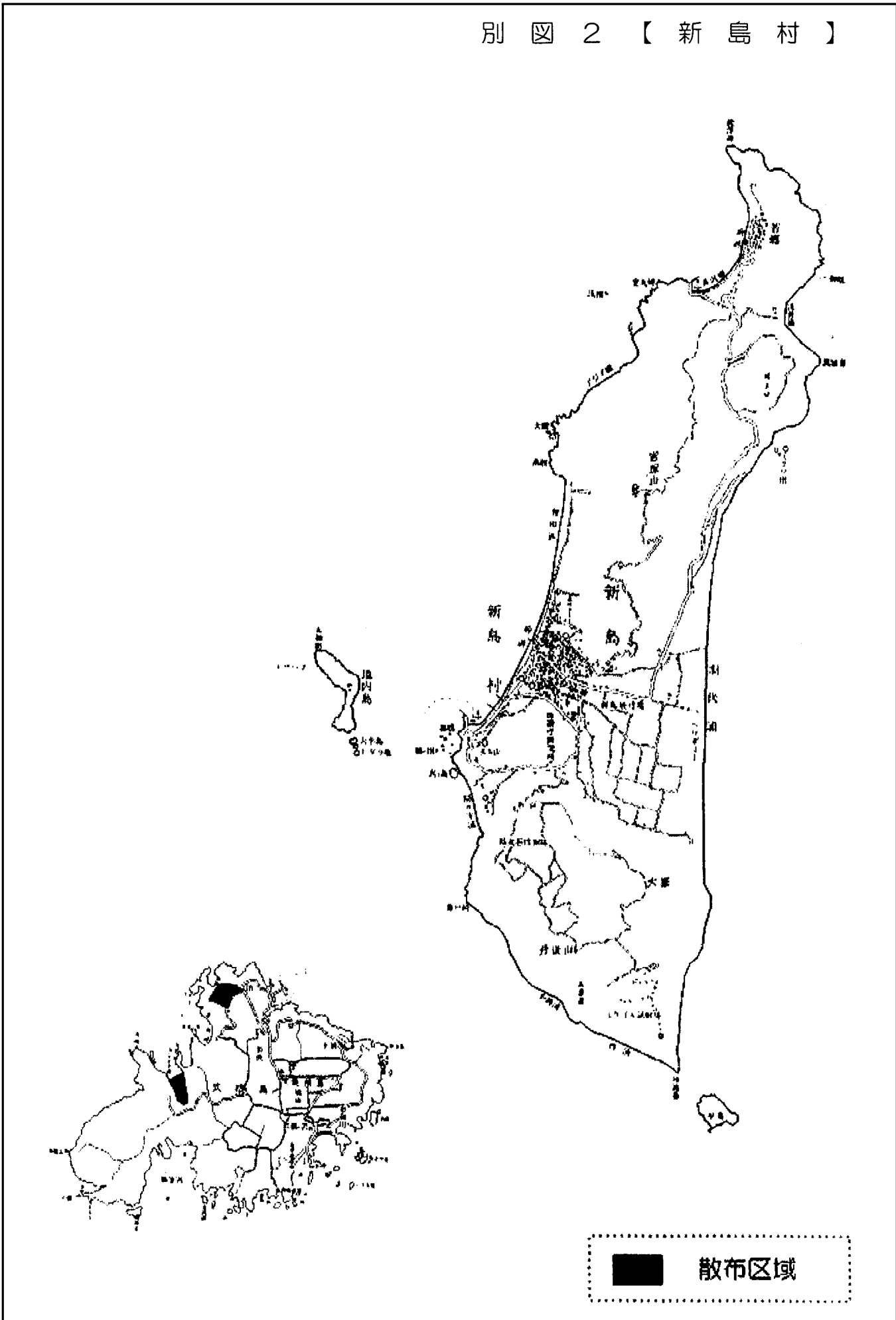
- (四) 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が一の(二)に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがない

いときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。(五) 知事は、(四)の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

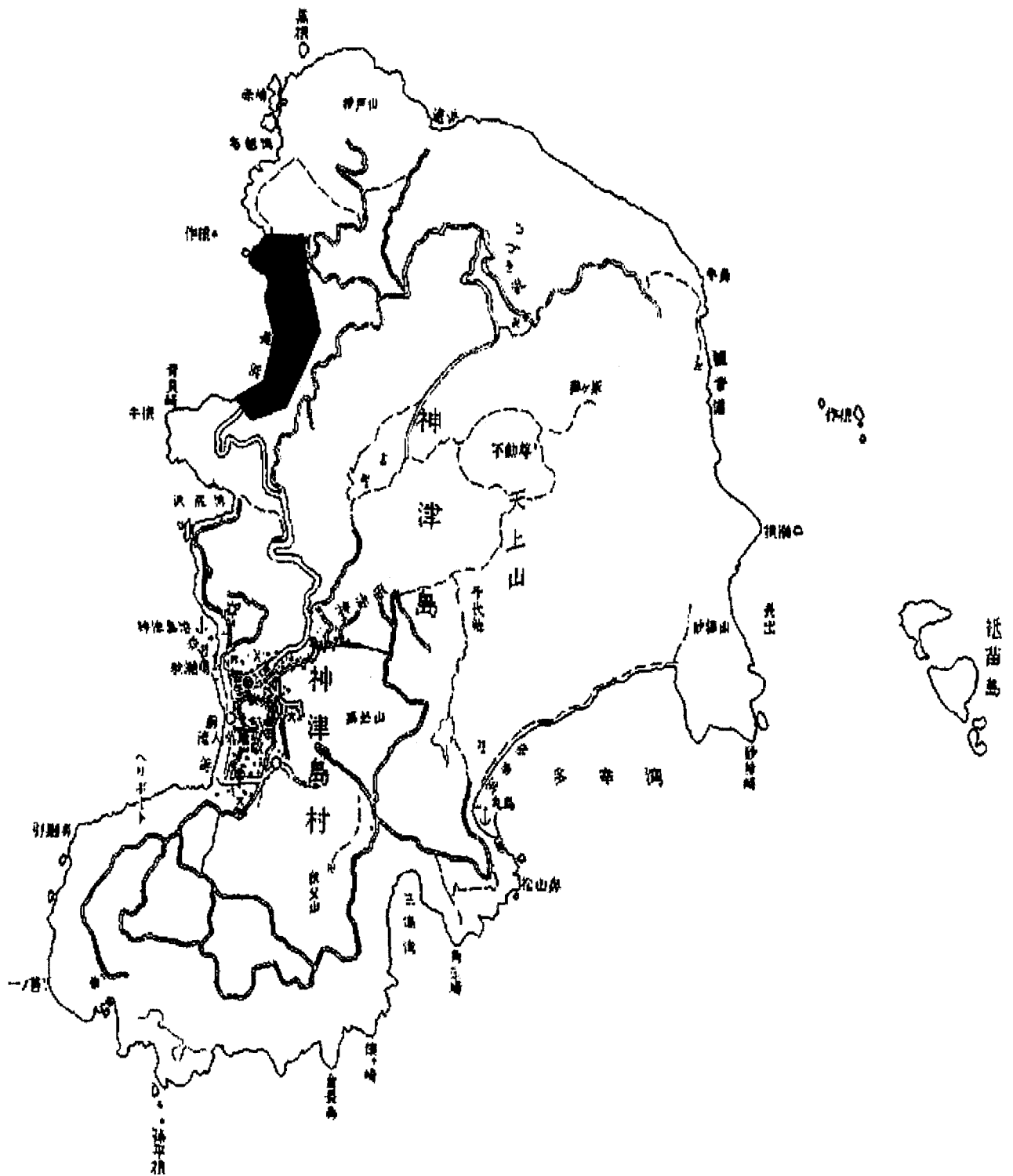
別図1【大島町】



別図2【新島村】



別図3【神津島村】



散布区域

●東京都告示第八百一十一号

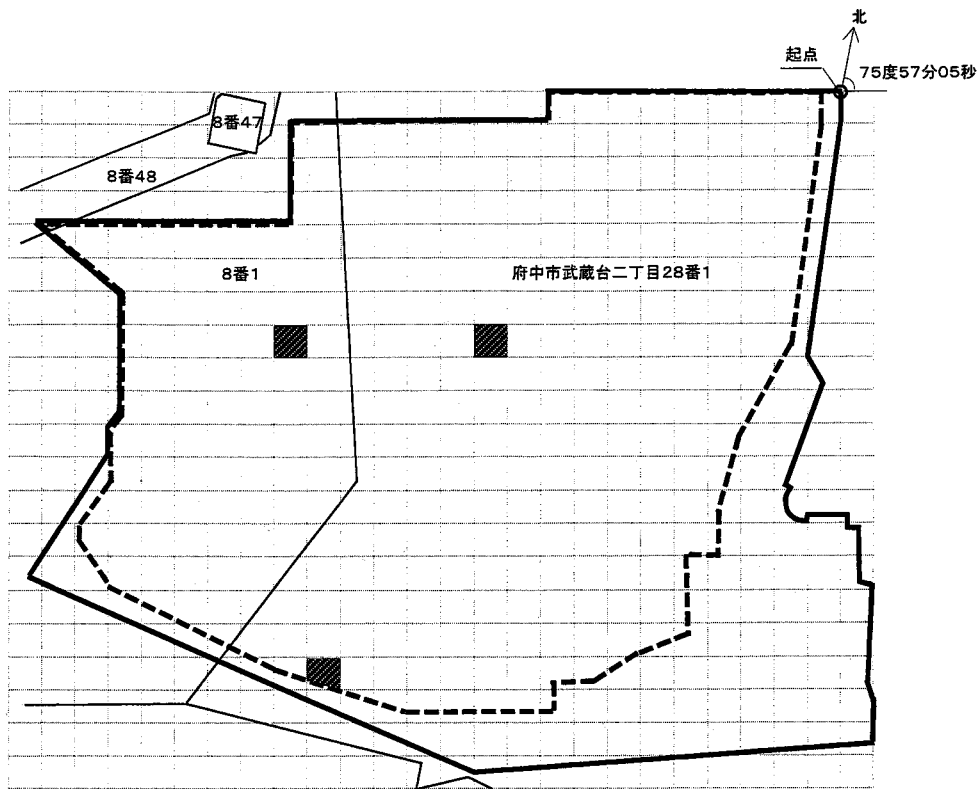
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十一日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（府中市武蔵台二丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



■凡例

- : 単位区画
- : 筆境界
- - - - : 調査対象地
- : 敷地境界
- : 形質変更時要届出区域

■起点

起点は、府中市武蔵台二丁目28番1の北緯35度41分31.4486秒、東経139度27分54.1196秒とする。

■格子の回転角度（75度57分05秒）

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百二十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七條第二項の規定により、東京建設職能国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十一日

東京都知事 舛 添 要 一

変更事項 変更前 変更後 変更年月日
組合員の範囲に係るもの
組合員は、東京都内の事業所に
おいて、建設事業に従事する者
に加盟する組合に加入する東
京都内の事業所
内住所を有するものとする。

組合員は、一般社団法人東京建設職能組合連合会に加盟する組合に加入する東京都内の事業所内住所を有する者とする。

●東京都告示第八百十三号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。）第二十四條の六の四第一項の規定による行政処分について、法第二十四條の六の八の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年四月十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 被処分者

(一) 商号又は名 株式会社テクノプロパティ

称

(一) 氏名(法人 辻 祐一
の場合)は代
表者氏名)

(二) 主たる営業所の所在地 千代田区一番町九番十四号 ユニパリス 一番町六〇一号

(三) 登録番号 東京都知事(三)第三一〇七九号

(四) 登録年月日 平成二十六年六月十六日

(五) 処分年月日 平成二十八年三月二十八日

三 処分の内容 業務の全部(弁済の受領に関する業務、訴訟又は調停に依る業務を除く。)を停止する。

四 業務停止期間 平成二十八年四月四日から同年六月二日まで(六十日間)

五 適用条文 法第二十四條の六の四第一項第一号

●東京都告示第八百十四号

東京都地方卸売市場条例（昭和四十六年東京都条例第五十四号）第六條第一項の規定に基づき、地方卸売市場の廃止を許可したので、同条例第三十條の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 地方卸売市場の名称 上野生花地方卸売市場

二 所在地 東京都江東区千石一丁目四番二十号

三 開設者 フロリード株式会社

四 廃止年月日 平成二十八年四月十五日

●東京都告示第八百十五号

東京都地方卸売市場条例（昭和四十六年東京都条例第五十四号）第十條第一項の規定に基づき、卸売の業務を廃止する旨の届出があったので、同条例第三十條の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 地方卸売市場の名称 上野生花地方卸売市場

二 所在地 東京都江東区千石一丁目四番二十号

三 卸売業者の名称 フロリード株式会社

四 取扱品目の分類 花き部

五 廃止年月日 平成二十八年四月十五日

●東京都告示第八百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。その関係図面は、平成二十八年四月十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 路線名 上野原あきる野

二 変更の区間 西多摩郡檜原村字本宿五千五百八十三番五地先

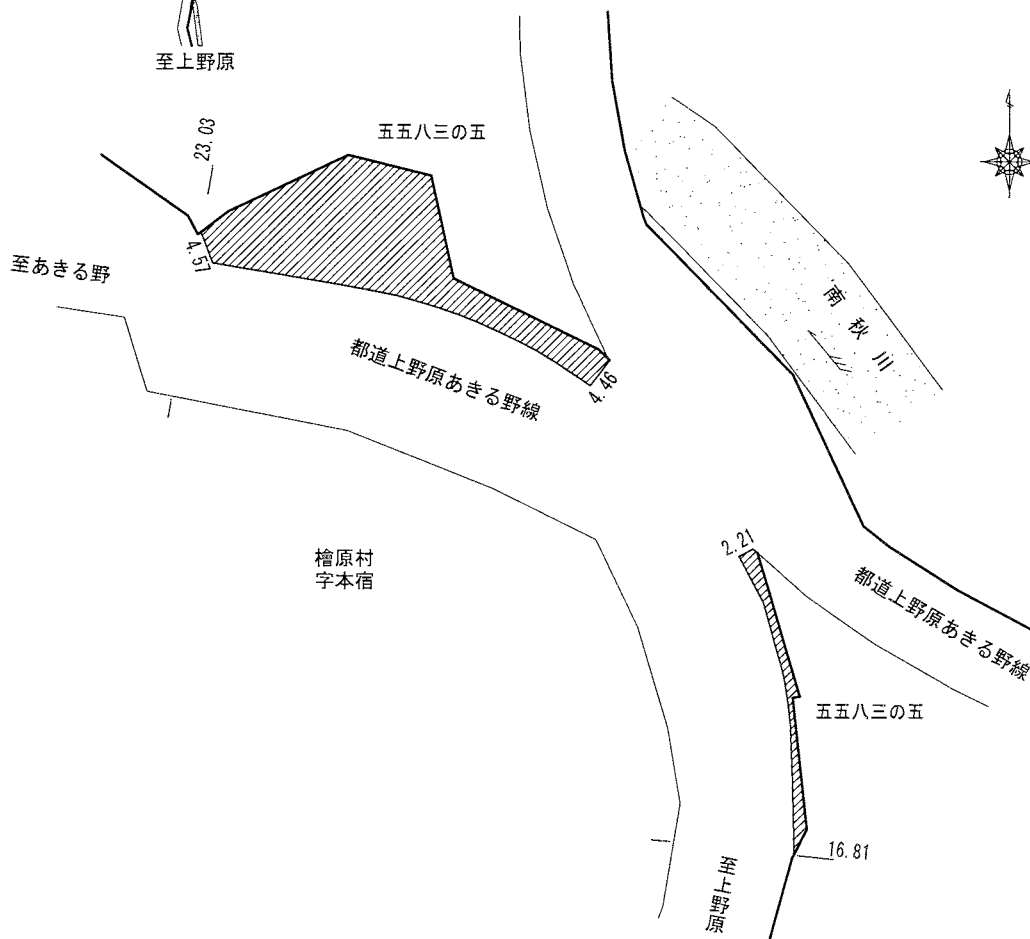
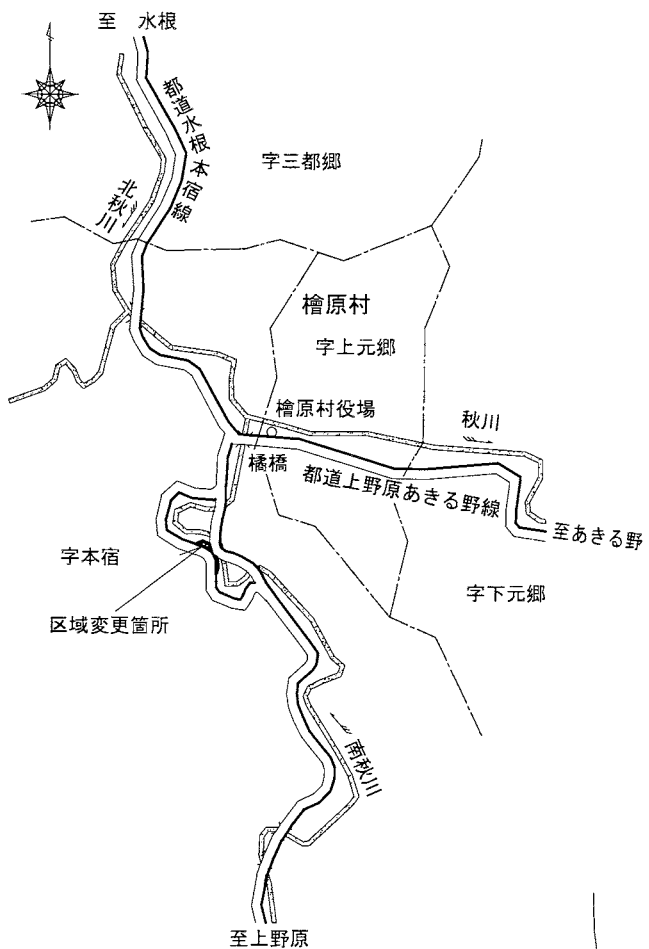
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道上野原あきる野線区域変更略図
西多摩郡檜原村字本宿地内



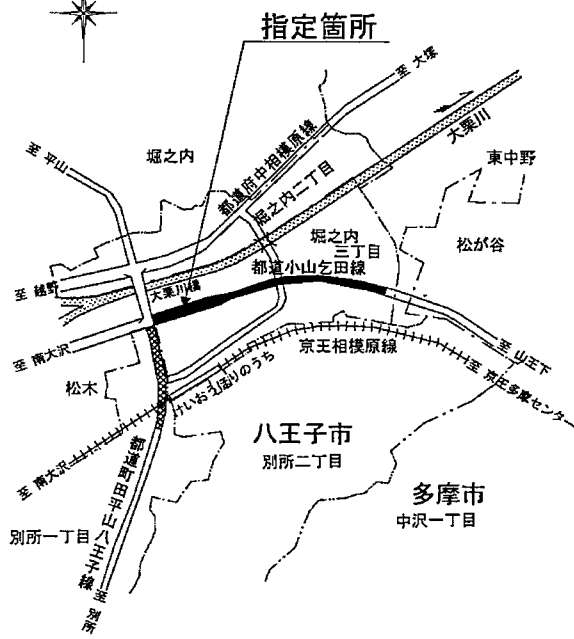
延長 九五・六七メートル
面積 六二五・九五平方メートル



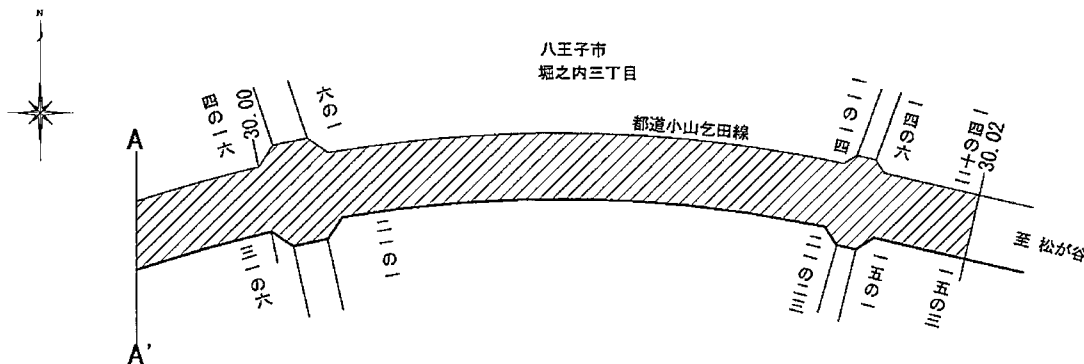
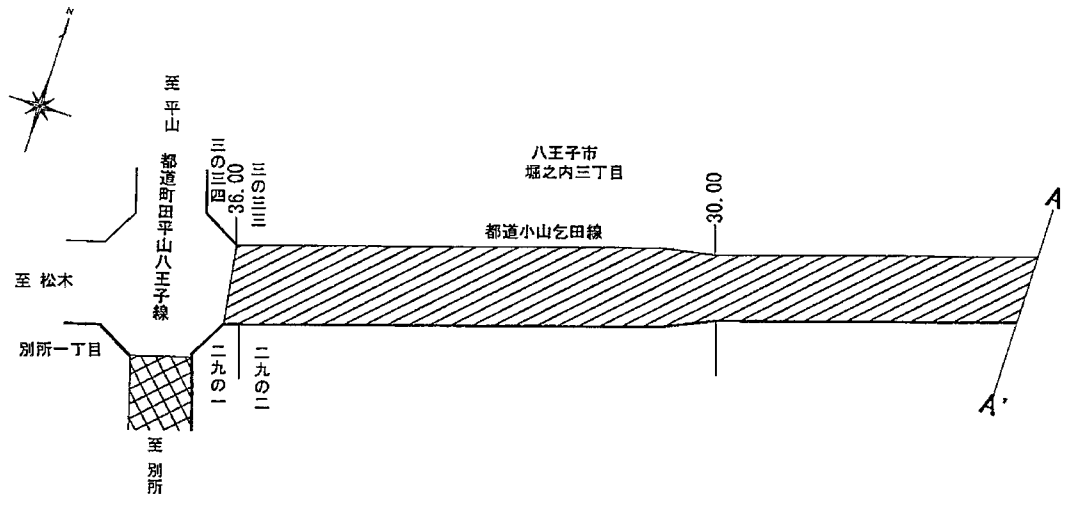
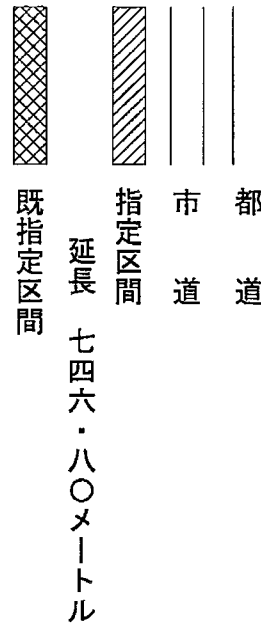
●東京都告示第八百十七号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
 都道小山乞田線
 八王子市堀之内三丁目地内



(電線共同溝予定名称 小山乞田・三号)



備すべき道路を次のように指定する。
 平成二十八年四月十一日
 東京都知事 外 添 要 一
 一 路線名 都道小山乞田線

二 指定する区間 八王子市堀之内三丁目二十九番一地先
 三 指定の概要 から同所十五番三地先まで
 別図表示のとおり